

中国（香港・マカオを除く）からの直行旅客便での入国者について、出国前 72 時間以内に受けた検査の陰性証明書の提出を求めること等をお知らせするものです。

事務連絡  
令和 5 年 1 月 5 日

各都道府県教育委員会指導事務担当課  
各指定都市教育委員会指導事務担当課  
各都道府県私立学校主管課 御中  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局国際教育課

#### 水際措置の見直しについて（周知）

平素より高校生の国際交流の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

水際対策に関しまして、令和 4 年 12 月 28 日付けで 12 月 30 日以降の臨時的な措置について周知をさせていただいたところではございますが、1 月 8 日以降、新たな措置が実施されることとなりました。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）及び域内の指定都市を除く高等学校等を所管する市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知願います。

なお、本事務連絡は高等学校所管課宛てに送付しておりますので、義務教育諸学校を担当していない場合、必要に応じて義務教育諸学校所管課にも御転送くださいますよう、願います。

#### 記

1. 中国（香港・マカオを除く）からの直行旅客便での入国者について、出国前 72 時間以内に受けた検査の陰性証明書の提出を求めることとする。
2. 香港・マカオから日本への直行旅客便に関し、令和 4 年 12 月 27 日付の「到着空港を成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港の 4 空港に限定」する措置について

は、検疫体制等を確認の上、その他の空港への到着も認める。ただし、検疫体制等を踏まえ、一定以上の増便を行わないよう、関係する航空会社に対して要請する。

【 参考 】

- ・ 外務省ホームページ

「中国からの入国者・帰国者に対する水際措置の見直し（その2）（2023年1月8日以降適用）」：

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2023C001.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2023C001.html)

- ・ 厚生労働省ホームページ

「令和5年1月8日以降、中国（香港・マカオを除く）から入国される方へ」：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001032921.pdf>

令和5年1月4日付「水際措置の見直しについて（内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省、国土交通省）」：

<https://www.mhlw.go.jp/content/001032875.pdf>

令和4年12月27日付「水際措置の見直しについて（内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省、国土交通省）」：

<https://www.mhlw.go.jp/content/001031434.pdf>

<本事務連絡担当連絡先>

文部科学省総合教育政策局国際教育課国際理解教育係  
代表：03-5253-4111（内線 3487）

E-mail：kouryu@mext.go.jp